

神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

新	旧
神奈川県福祉の街づくり条例施行規則 平成 8 年 1 月 10 日 規則第 1 号 <u>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則</u> (事務の委任) 第 1 条 <u>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例</u> (平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。) に基づく次に掲げる事務のうち、市 (横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市及び大和市に限る。) の区域以外の区域における事務は、<u>土木事務所長</u>に委任する。 (1) <u>条例第16条</u>の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。 (2) <u>条例第17条</u>の規定により、協議し、及び必要な指導又は助言を行うこと。 (3) <u>条例第18条</u>の規定により、工事の完了の届出を受理すること。 (4) <u>条例第19条</u>の規定により、検査を行い、及び必要な指導又は助言を行うこと。 (5) <u>条例第20条</u>の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (6) <u>条例第24条第 1 項</u>の規定により、第 2 号、第 4 号及び前号に掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。 (7) <u>条例第25条</u>の規定により、国等からの通知を受理すること。 追加〔平成 8 年規則 4 号〕、一部改正〔平成 9 年規則 51 号・10 年 17 号・12 年 78 号〕 (施設等) 第 1 条の 2 (略) (整備基準)	神奈川県福祉の街づくり条例施行規則 平成 8 年 1 月 10 日 規則第 1 号 <u>神奈川県福祉の街づくり条例施行規則</u> (事務の委任) 第 1 条 <u>神奈川県福祉の街づくり条例</u> (平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。) に基づく次に掲げる事務のうち、市 (横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市及び大和市に限る。) の区域以外の区域における事務は<u>土木事務所長</u>に委任する。 (1) <u>条例第15条</u>の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。 (2) <u>条例第16条</u>の規定により、協議し、及び必要な指導又は助言を行うこと。 (3) <u>条例第17条</u>の規定により、工事の完了の届出を受理すること。 (4) <u>条例第18条</u>の規定により、検査を行い、及び必要な指導又は助言を行うこと。 (5) <u>条例第19条</u>の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (6) <u>条例第23条第 1 項</u>の規定により、第 2 号、第 4 号及び前号に掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。 (7) <u>条例第24条</u>の規定により、国等からの通知を受理すること。 追加〔平成 8 年規則 4 号〕、一部改正〔平成 9 年規則 51 号・10 年 17 号・12 年 78 号〕 (施設等) 第 1 条の 2 (略) (整備基準)

新	旧
第2条 条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。 (適合証) 第3条 条例第16条第1項に規定する適合証は、第1号様式のとおりとする。 2 条例第16条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（公共的施設用）（第2号様式）、適合証交付請求書（道路用）（第3号様式）又は適合証交付請求書（公園用）（第4号様式）により行わなければならない。 3 前項の適合証交付請求書には、公共交通機関の施設以外の公共的施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設用（動物園以外））（第5号様式）及び（公共交通機関の施設以外の公共的施設用（動物園））（第5号の2様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を、公共交通機関の施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第6号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては適合状況項目表（道路用）（第7号様式）並びに第1号、第4号及び第5号に掲げる図書を、公園に係るものにあつては適合状況項目表（公園用）（第8号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第18条の規定による届出をした者については、この限りでない。 (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図 (3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図 (4) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図 (5) その他知事が必要と認める図書 (指定施設) 第4条 条例第17条第1項に規定する指定施設は、別表第1の左欄に掲げる施設のうちその規模等（増築の場合にあつては、増築後の規模等）が同表の右欄に該当するものとする。 (事前協議)	第2条 条例第11条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。 (適合証) 第3条 条例第15条第1項に規定する適合証は、第1号様式のとおりとする。 2 条例第15条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（公共的施設用）（第2号様式）、適合証交付請求書（道路用）（第3号様式）又は適合証交付請求書（公園用）（第4号様式）により行わなければならない。 3 前項の適合証交付請求書には、公共交通機関の施設以外の公共的施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設用）（第5号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を、公共交通機関の施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第6号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては適合状況項目表（道路用）（第7号様式）並びに第1号、第4号及び第5号に掲げる図書を、公園に係るものにあつては適合状況項目表（公園用）（第8号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第17条の規定による届出をした者については、この限りでない。 (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図 (3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図 (4) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図 (5) その他知事が必要と認める図書 (指定施設) 第4条 条例第16条第1項に規定する指定施設は、別表第1の左欄に掲げる施設のうちその規模等（増築の場合にあつては、増築後の規模等）が同表の右欄に該当するものとする。 (事前協議)

新	旧
第5条 <u>条例第17条第1項</u>の規定による協議は、<u>指定施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受ける必要がある場合にあっては当該確認の申請をする日の30日前までに、当該確認を受ける必要がない場合にあっては新築等の工事に着手する日の30日前までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第9号様式）により行わなければならない。</u> 2 （略） （軽微な変更） 第6条 <u>条例第17条第1項</u>に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 （1） 整備基準に適合している部分を障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更 （2） 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更 （工事完了の届出） 第7条 <u>条例第18条</u>の規定による届出は、指定施設工事完了届（第10号様式）により行わなければならない。 2 （略） （公表） 第8条 <u>条例第21条</u>の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1） 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （2） 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） （3） 勧告の内容 （4） その他知事が必要と認める事項 2 <u>条例第21条</u>の規定による公表は、神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。 （適合調査の結果報告） 第9条 <u>条例第22条第1項</u>の規定による報告は、知事が定める期日までに、指定施設適合調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。 2 （略） （改善計画の届出） 第10条 <u>条例第23条第1項</u>の規定による届出は、指定施設改善計画届（第12号	第5条 <u>条例第16条第1項</u>の規定による協議は、<u>指定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第9号様式）により行わなければならない。</u> 2 （略） （軽微な変更） 第6条 <u>条例第16条第1項</u>に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 （1） 整備基準に適合している部分を障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更 （2） 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更 （工事完了の届出） 第7条 <u>条例第17条</u>の規定による届出は、指定施設工事完了届（第10号様式）により行わなければならない。 2 （略） （公表） 第8条 <u>条例第20条</u>の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1） 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （2） 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） （3） 勧告の内容 （4） その他知事が必要と認める事項 2 <u>条例第20条</u>の規定による公表は、神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。 （適合調査の結果報告） 第9条 <u>条例第21条第1項</u>の規定による報告は、知事が定める期日までに、指定施設適合調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。 2 （略） （改善計画の届出） 第10条 <u>条例第22条第1項</u>の規定による届出は、指定施設改善計画届（第12号

新	旧
様式)により行わなければならない。 2 (略) (身分証明書) 第11条 条例第24条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第13号様式とする。 (国等) 第12条 条例第25条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 日本下水道事業団 (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (3) 独立行政法人水資源機構 (4) 独立行政法人都市再生機構 (5) 独立行政法人住宅金融支援機構 (6) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社 一部改正〔平成11年規則80号・12年78号・15年16号・116号・16年8号・11号・23号・63号・17年120号・147号・19年38号・98号〕 (国等の通知) 第13条 条例第25条の規定による通知は、指定施設新築等(変更)通知書(第14号様式)により行わなければならない。 2 (略) (特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの) 第14条 条例第29条第3号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の5に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。 (制限の緩和の認定の手続等) 第15条 条例第33条の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第15号様式)に、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の規定による認定の申請について認定をしたときは、認定通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。 別表第1(第1条の2、第4条関係) (略)	様式)により行わなければならない。 2 (略) (身分証明書) 第11条 条例第23条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第13号様式とする。 (国等) 第12条 条例第24条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 日本下水道事業団 (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (3) 独立行政法人水資源機構 (4) 独立行政法人都市再生機構 (5) 独立行政法人住宅金融支援機構 (6) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社 一部改正〔平成11年規則80号・12年78号・15年16号・116号・16年8号・11号・23号・63号・17年120号・147号・19年38号・98号〕 (国等の通知) 第13条 条例第24条の規定による通知は、指定施設新築等(変更)通知書(第14号様式)により行わなければならない。 2 (略) 別表第1(第1条の2、第4条関係) (略)

新	旧								
別表第2（第2条関係） 1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地内通路等</td><td> (1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）手すりを設けること。</u> <u>（イ）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u> <u>（ウ）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u> <u>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</u> <u>（イ）その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u> </td></tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	1 敷地内通路等	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）手すりを設けること。</u> <u>（イ）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u> <u>（ウ）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u> <u>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</u> <u>（イ）その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u>	別表第2（第2条関係） 1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 敷地内通路等</td><td> (1) <u>敷地に接する道又は空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。）から直接屋外に通ずる出入口に至る敷地内通路を設ける場合は、次に定める構造の敷地内通路を1以上設けること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。</u> <u>ウ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、6の項に定める構造とし、2の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設すること。</u> <u>エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキヤスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> <u>カ 接続する出入口は、4の項（1）に定める構造とする</u> </td></tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	1 敷地内通路等	(1) <u>敷地に接する道又は空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。）から直接屋外に通ずる出入口に至る敷地内通路を設ける場合は、次に定める構造の敷地内通路を1以上設けること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。</u> <u>ウ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、6の項に定める構造とし、2の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設すること。</u> <u>エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキヤスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> <u>カ 接続する出入口は、4の項（1）に定める構造とする</u>
整備項目	整備基準								
1 敷地内通路等	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）手すりを設けること。</u> <u>（イ）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u> <u>（ウ）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u> <u>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</u> <u>（ア）こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</u> <u>（イ）その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u>								
整備項目	整備基準								
1 敷地内通路等	(1) <u>敷地に接する道又は空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。）から直接屋外に通ずる出入口に至る敷地内通路を設ける場合は、次に定める構造の敷地内通路を1以上設けること。ただし、別表第1の2の項（3）の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</u> <u>ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。</u> <u>ウ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、6の項に定める構造とし、2の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設すること。</u> <u>エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキヤスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> <u>カ 接続する出入口は、4の項（1）に定める構造とする</u>								

新	旧
(2) 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、（1）に定めるほか、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。 イ 階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は7の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下、「政令」という。）第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 （ア） 有効幅員は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 （イ） こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 （ウ） 高さが75センチメートルを超えるもの（こう配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 （ア） 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 （イ） 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開	こと。 (2) 別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内通路」と読み替えるものとする。

新			旧		
		<u>閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u> オ <u>排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> (3) <u>別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。</u>			
2	傾斜路	<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</u> (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにあっては、90センチメートル以上とすることができる。</u> (2) <u>縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。</u> (3) <u>高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</u> (4) <u>両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u> (5) <u>手すりを適切な高さに設けること。</u> (6) <u>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> (7) <u>その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u>	2	傾斜路	<u>利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</u> (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u> (2) <u>縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。</u> (3) <u>高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。</u> (4) <u>両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u> (5) <u>手すりを設けること。</u> (6) <u>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u>

新		旧	
	(8) <u>傾斜路の端部は、車いすの転回に支障がない構造とすること。</u>		
3 駐車場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）を1（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舍及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等にある場合は、車いす使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。 (削除)	3 駐車場	利用者の利用に供する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）を1（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第1の8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等に近接した水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(1)のアからオまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等にある場合は、車いす使用者用駐車区画から1の項(2)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(2)に定める構造とすること。 (3) <u>車いす使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。</u>
4 出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。）	(1) <u>主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。</u> ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	4 出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。）	(1) 直接屋外へ通ずる主要な出入口又は改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。 ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。

新			旧		
		と。 ウ 戸を設ける場合には、<u>1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u> エ 床面は、<u>滑りにくい材料で仕上げること。</u> (2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の5の項(3)の項に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。			う。) と。 ウ 戸を設ける場合は、<u>自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。</u> エ 床面は、<u>滑りにくい仕上げとすること。</u> (2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）又は利用者の利用に供する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）、同表の5の項(3)の項に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。
5 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> (2) <u>主たる経路を構成する廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、（1）に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。</u>		5 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<u>4の項に定める構造の出入口等の相互間に廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）を設ける場合は、次に定める構造の廊下等をそれぞれ1以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。</u> (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u>	

新		旧	
	ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。 ウ 端部は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 エ 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあつては、適切な高さに手すりを設けること。 オ 戸を設ける場合には、1の項（2）エ（イ）に掲げるものであること。		(2) 段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける場合は、この限りでない。 (3) 末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設けること。 (4) 曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 (5) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあつては、手すりを設けること。 (6) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
6 階段	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。 (2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 手すりを適切な高さに設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	6 階段	利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。 (2) つまずきにくい構造とすること。 (3) 手すりを設けること。 (4) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
7 エレベーター	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては、4階以上の階を有するものに限る。）にあつては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けるこ	7 エレベーター	(1) 利用者の利用に供し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては、4階以上の階を有するものに限る。）にあつては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、利用者が直接屋外へ通ずる4の項

新	旧
と。ただし、<u>不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講じる場合は、この限りでない。</u> ア <u>かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u> イ <u>かごの内り幅は140センチメートル以上とし、かごの内り奥行きは135センチメートル以上とし、及びかごの構造は車いすの転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車いす使用者が乗降できる構造のかごを設ける場合は、この限りでない。</u> ウ <u>戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。</u> エ <u>かご内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。</u> オ <u>かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u> カ <u>かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することが</u>	(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講じる場合は、この限りでない。 ア <u>かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とし、かつ、戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</u> イ <u>かごの床面は、滑りにくく、かつ、車いすの転回に支障のないものとし、かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備、鏡、手すりを適切に配置すること。</u> ウ <u>かご内及び乗降ロビーには、障害者等が円滑に利用できる構造の操作盤を設置し、かつ、音声により案内すること。</u> エ <u>かごの内り幅は140センチメートル以上、内り奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車いす使用者が乗降できる構造のかごを設ける場合は、この限りでない。</u> オ <u>乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行き（内りを行う。）は、それぞれ150センチメートル以上とすること。</u>

新			旧		
		<u>できる構造とすること。</u> キ <u>かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</u> ク <u>かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u> ケ <u>乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</u> コ <u>かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</u> サ <u>乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内のりをいう。）は、150センチメートル以上とすること。</u> (2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあっては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。</u>			(2) <u>利用者の利用に供し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあっては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。</u>
8	便所	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者用便房（政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ1以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。</u>	8	便所	(1) <u>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便所（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。</u>

新	旧
ア <u>出入口の有効幅員は、８０センチメートル以上とすること。</u> イ <u>戸を設ける場合には、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。</u> ウ <u>出入口は、主たる経路に接続すること。</u> エ <u>腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u> オ <u>乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。</u> カ <u>車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</u> キ <u>床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u> ク <u>障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</u> ケ <u>出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。</u> (２) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレ（（１）ただし書きの場合を含む。）のみで構成されているものを除く。）</u> <u>を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。</u> ア <u>便所の出入口の有効幅員は、８０センチメートル以上とすること。</u> イ <u>便所及び便房の出入口の戸は、１の項（２）エ（イ）に掲げるものであること。</u> ウ <u>床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u> エ <u>障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項（２）に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。</u>	ア <u>出入口は、４の項（２）に定める構造とし、１の項に定める構造の敷地内通路等又は５の項に定める構造の廊下等に接続すること。</u> イ <u>だれもが円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。</u> ウ <u>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> エ <u>出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。</u> (２) <u>みんなのトイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。</u> ア <u>出入口は、４の項（２）に定める構造とすること。</u> イ <u>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> ウ <u>障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、４の項（２）に定める構造の出入口を設けた便房を１以上設けること。</u> エ <u>男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き等を１以上設けること。</u>

新		旧	
	オ <u>男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</u> カ <u>障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。</u>		オ <u>障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</u>
9 浴室、シャワー室等	別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u> <u>（1） 出入口は、次に掲げるものであること。</u> ア <u>有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u> イ <u>戸を設ける場合は、1の項（2）エ（イ）に掲げるものであること。</u> <u>（2） 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</u> <u>（3） 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u> <u>（4） 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u>	9 浴室、シャワー室等	別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、<u>利用者の利用に供する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u> <u>（1） 出入口は、4の項（2）に定める構造とすること。</u> <u>（2） 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>（3） 必要に応じて、手すりを設けること。</u> <u>（4） 浴槽を設ける場合は、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとすること。</u> <u>（5） シャワー及び水栓を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</u>
10 客室	別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数、ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</u>	10 客室	別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、<u>利用者の利用に供する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に1／100を乗じて得た数、ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</u>

新	旧
(1) <u>出入口は、次に掲げるものであること。</u> <u>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u> (2) <u>床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u> (3) <u>必要に応じて、手すりを設けること。</u> (4) <u>車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように十分な広さを確保すること。</u> (5) <u>ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</u> (6) <u>便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第1の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</u> <u>ア 便所内に車いす使用者用便房を設けること。</u> <u>イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</u> <u>(ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>(イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u> (7) <u>浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。</u> <u>ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</u> <u>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</u> <u>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十</u>	(1) <u>出入口は、4の項(2)に定める構造とすること。</u> (2) <u>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> (3) <u>必要に応じて、手すりを設けること。</u> (4) <u>車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。</u> (5) <u>ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</u> (6) <u>障害者等が円滑に利用できるように、床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房を設けること。ただし、別表第1の4の項に掲げる福祉施設において、客室の外部にみんなのトイレを設ける場合は、この限りでない。</u> (7) <u>障害者等が円滑に利用できるように、浴槽、手すり等を適切に配置した浴室を設けること。ただし、別表第1の4の項に掲げる福祉施設において、客室の外部に9の項に定める構造の浴室、シャワー室等を設ける場合は、この限りでない。</u>

新			旧		
		<u>分な空間が確保されていること。</u> <u>ウ 出入口は、（６）イに掲げるものであること。</u> <u>エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u>			
11 客席及び 舞台		別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、<u>不特定多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台</u>を設ける場合は、次に定める構造とすること。 （１） 次に定める構造の車いすで利用できる席（以下「車いす使用者用客席」という。）を２（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に<u>200分の１</u>を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 ア １席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 イ 床面は、<u>滑りにくい材料で仕上げること。</u> ウ 車いす使用者用客席に至る通路は、<u>５の項（２）アからウに定める構造とすること。</u> （２） 障害者等が支障なく客席又は舞台そで口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ１以上確保すること。	11 客席及び 舞台		別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、<u>利用者の利用に供する客席及び舞台</u>を設ける場合は、次に定める構造とすること。 （１） 次に定める構造の車いすで利用できる席（以下「車いす使用者用客席」という。）を２（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に<u>1／200</u>を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 ア １席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 イ 床面は、<u>滑りにくい仕上げとすること。</u> ウ 車いす使用者用客席に至る通路は、<u>５の項に定める構造とすること。</u> （２） 障害者等が支障なく客席又は舞台そで口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ１以上確保すること。
12 標識及び 案内設備		（１） 障害者等が円滑に利用できるように、車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、１２の項、１６の項から１８の項までに掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。 （２） 障害者等が円滑に利用できるよう、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合はこの限りでない。 ア 建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共	12 案内板 等		（１） 施設全体の利用に関する情報を提供する案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、無床診療所及び小規模店舗にあつては、この限りでない。 ア 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。

新			旧		
		<u>同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舍の用に供するものに限る。）、9の項、12の項、16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。以下（2）において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合はこの限りでない。</u> <u>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17項に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第16号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあつては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u> <u>（3）前2項に定める標識及び案内板その他の設備の設置にあつては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</u>			
13	誘導設備	(略)	13	誘導設備	<u>イ 非常口の位置を表示すること。</u> <u>ウ みんなのトイレがある場合は、その位置を表示すること。</u> <u>（2）案内表示を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できるように表示するよう努めること。</u>
14	カウンタ	(略)	14	カウン	(略)

新			旧		
	一及び記載台又は公衆電話台			ター及び記載台又は公衆電話台	
15	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路(駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。)は、そのうち1以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所及び小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、こ	15	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。ただし、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る通路にあっては、この限りでない。 ア 1の項(1)に定める構造の敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路

新	旧
<u>う配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端についてはこの限りでない。)</u> <u>(2) 次の場所(別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅(小規模共同住宅を除く。)にあっては、ア(6の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。)及びエに掲げる場所に限る。)は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設及び別表第1の7の項、8の項(寄宿舍の用に供するものに限る。)、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</u> <u>ア 2の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分</u> <u>イ 2の項に定める構造の傾斜路の傾斜(こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えないものを除く。)</u><u>がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。)</u> <u>ウ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)</u><u>又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後</u> <u>エ 6の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。)</u> <u>オ エスカレーターの端部等、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</u> <u>(3) 2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造</u>	<u>イ 2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等</u> <u>ウ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)</u><u>の戸の前後</u> <u>エ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)</u><u>から、受付等(人又は12の項(1)に定める構造の案内板により、利用者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所をいう。以下同じ。)</u><u>に至る通路等のうち、1以上の通路等</u> <u>オ 6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等</u> <u>カ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</u> <u>(2) 2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造</u>

新		旧	
	の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの<u>端部</u>には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。 (4) 8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。 <u>削除</u> (5) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。		の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの<u>始末端部</u>には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。 (3) 8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。 (4) 12の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。 (5) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、<u>利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）</u>の案内、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 (3) 別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 (4) 別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び4の項に掲げる福祉施設において、	16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、<u>利用者</u>の案内、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 (3) 別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 (4) 別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び4の項に掲げる福祉施設において、

新		旧	
	受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。		受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。
17 休憩、授乳場所等	利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。	17 休憩、授乳場所等	利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。
備考 この表中、別表1の8の項に掲げる公共的施設にあっては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。			
2 公共交通機関の施設に関する整備基準		2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。）	公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。 (1) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。 (2) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120	1 障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化された経路」という。）	公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。 (1) 移動円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。 (2) 移動円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 移動円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120

新			旧		
		センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ウ 段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 オ <u>照明設備が設けられていること。</u> (4) <u>移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</u> ア <u>かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</u> イ <u>かごの内り幅は140センチメートル以上であり、内り奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</u> ウ <u>かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。</u> エ <u>かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</u> オ <u>かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。</u> カ <u>かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。</u>			センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ウ 段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (新設) (4) <u>移動円滑化された経路を構成するエレベーターは、別表第2の1の表7の項(1)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表7の項(1)エについては、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のかご（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りでない。</u>

新			旧		
	キ <u>かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。</u> ク <u>かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。</u> ケ <u>かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。</u> コ <u>かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。</u> サ <u>乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。</u> シ <u>乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</u> (5) <u>移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</u> ア <u>別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等</u> イ <u>別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前後</u> ウ <u>別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等</u> エ (4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設			(5) <u>移動円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</u> ア <u>別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等</u> イ <u>別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前後</u> ウ <u>別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等</u> エ (4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設	

新			旧		
		ける操作盤に近接する通路等 オ <u>5の項に定める案内標示に近接する通路等</u> カ <u>6の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等</u> キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所			ける操作盤に近接する通路等 オ <u>5の項に定める構造のその他の旅客用設備に近接する通路等</u> カ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所
2	改札口	(1) <u>改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</u> (2) <u>自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</u>	2	改札口	改札口を設ける場合は、<u>移動円滑化された経路に、別表2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</u>
3	プラットフォーム等	プラットフォーム等は、次に定める構造とすること。 (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) <u>次に定める設備が設けられていること。</u> ア <u>発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）</u> イ <u>アに掲げるプラットフォーム以外のプラットフォームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備</u> (3) <u>プラットフォームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</u> (4) <u>列車の接近を文字等により警告するための設備及び</u>	3	プラットフォーム等	プラットフォーム等は、次に定める構造とすること。 (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) <u>ホームドア、可動式ホームさく、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。</u> (3) <u>プラットフォームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</u> (新設)

新			旧		
		音声により警告するための設備が設けられていること。 <u>ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合は、この限りでない。</u> (5) 照明設備が設けられていること。			(新設)
4	便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (1) 車いす使用者をはじめ、障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。 (2) 便所及び車いす使用者用便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表4の項(1)イについては、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 (3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの<u>床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）</u>その他これらに類する小便器を1以上設けること。 (5) 障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 (6) 便所内に、障害者等が円滑に利用することができる<u>構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</u> (7) 便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。	4	便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (1) 車いす使用者をはじめ、障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。 (2) 便所及び車いす使用者用便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表4の項(1)イについては、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 (3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの<u>床置き等を1以上設けること。</u> (5) 障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 (新設) (6) 便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。
5	案内標示	(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。<u>ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> (2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券			(新設)

新		旧	
	等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) (2)の標識は、日本工業規格Z 8210 に適合するものとする。 (4) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。(6)において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (5) (4)の案内板は、別表第2の1の表12の項（3）に定める構造とすること。 (6) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。		
6 乗車券等販売所、案内所等	(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。 ア 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 イ 券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 (2) カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。 (3) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	5 その他 の旅客用 設備	(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。 ア 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 イ 券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 (新設) (2) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

新	旧												
3 道路に関する整備基準 (略)	3 道路に関する整備基準												
4 公園に関する整備基準	4 公園に関する整備基準												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 331 331 371">整備項目</th><th data-bbox="331 331 1070 371">整備基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 371 331 866">1 出入口</td><td data-bbox="331 371 1070 866"> 敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (5) <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="185 866 331 1431">2 園路</td><td data-bbox="331 866 1070 1431"> (1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。 <u>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</u> <u>イ 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u> <u>ウ 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</u> </td></tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (5) <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u>	2 園路	(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。 <u>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</u> <u>イ 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u> <u>ウ 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 331 1321 371">整備項目</th><th data-bbox="1321 331 2056 371">整備基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 371 1321 866">1 出入口</td><td data-bbox="1321 371 2056 866"> 敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (新設) </td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 866 1321 1431">2 園路</td><td data-bbox="1321 866 2056 1431"> 主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u> (2) 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。 </td></tr> </tbody> </table>	整備項目	整備基準	1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (新設)	2 園路	主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u> (2) 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。
整備項目	整備基準												
1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (5) <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u>												
2 園路	(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。 <u>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</u> <u>イ 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u> <u>ウ 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</u>												
整備項目	整備基準												
1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (新設)												
2 園路	主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u> (2) 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (3) 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。												

新			旧		
		エ <u>横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u> オ <u>段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</u> カ <u>両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u> キ <u>必要に応じて、手すりを設けること。</u> ク <u>路面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> ケ <u>縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。</u> コ <u>排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> (2) <u>障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</u>			(新設) (4) <u>段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</u> (5) <u>両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u> (6) <u>必要に応じて、手すりを設けること。</u> (7) <u>路面は、滑りにくい仕上げとすること。</u> (8) <u>縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。</u> (9) <u>排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u> (新設)
3	階段	利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u> (2) <u>手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> (3) <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</u> (4) <u>回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> (5) <u>踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u> (6) <u>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</u> (7) <u>階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u>	3	階段	利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</u> (2) <u>つまずきにくい構造とすること。</u> (3) <u>手すりを設けること。</u> (4) <u>踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u>
4	傾斜路	利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定め	4	傾斜路	利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定め

新			旧		
		る構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 (3) <u>横断こう配は、設けないこと。</u> (4) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。 (5) <u>手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> (6) <u>傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</u> (7) <u>路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u>			る構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 (新設) (3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。 (4) <u>手すりを設けること。</u> (新設) (5) <u>路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u>
5	便所	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。</u> ア <u>床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u> イ <u>男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</u> ウ <u>イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</u> (2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</u> ア <u>便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</u> イ <u>障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所</u>	5	便所	<u>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、別表第2の1の表8の項に定める構造とすること。この場合において、同表の1の表8の項(1)ア中「1の項に定める構造の敷地内通路等」とあるのは、「2の項に定める構造の園路又は広場」と読み替えるものとする。</u>

新			旧		
		であること。 (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (エ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。			
6	駐車場	(略)	6	駐車場	(略)

新			旧		
7 案内標 示	(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、揭示板及び標識をいう。以下この項において同じ。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。 ア 障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。 ウ 案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項（3）に定める構造とすること。 (2) 案内板のうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けること。		7 案内板 等	(1) 施設全体の利用に関する情報を提供する案内板を設ける場合は、1に定める構造の出入口付近に、別表第2の1の表12の項（1）ア及びウに定める構造のものを設けること。 (2) 案内表示を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できるように表示するよう努めること。	
8 付帯設備	(略)		8 付帯設備	(略)	
9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(略)		9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(略)	